

図書館関係用語解説

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日公布。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

○ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 8 月に閣議決定された国の基本計画。平成 20 年 3 月に第 2 次計画が策定された。

○ 情報リテラシー（情報活用能力）

臨時教育審議会による「教育改革に関する第二次答申（昭和 61 年 4 月 23 日）」において、情報リテラシーとは情報活用能力（情報および情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的資質）であるとされている。また、平成 10 年 8 月の「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」（情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告）では、今後の初等中等教育段階で育成すべき「情報リテラシー（情報活用能力）」を以下のように整理している。

- (1) 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（情報活用の実践力）
- (2) 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解（情報の科学的な理解）
- (3) 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度（情報社会に参画する態度）

○ 司書教諭

「学校図書館法」第 5 条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成 15 年度から 12 学級以上の学校に配置されている。

○ 学校司書

学校図書館の仕事に携わる事務職員の総称。

○ 司書

「図書館法」第 4 条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる、司書資格を取得した専門的職員をさす。

○ 親子読書

家庭での読み聞かせ。絵本の読み聞かせによって親の言葉で子どもを包み、親子で絵本の楽しみをともにすること。親が子に、絵本や昔話などの言葉を通して語りかけることにより、子どもに愛を伝えることができる。親と子が共に絵本等にふれることで、子どもの心、言葉、夢が育つ。昭和 54 年島根県教育委員会が策定した「島根県読書普及振興計画（昭和 54～60 年）」に、「親子読書」が盛り込まれ、子どもに対する読書普及事業として地域ぐるみで普及活動の促進が図られたことがはじまり。

○ 家読（うちどく）

「家庭での読書」の略。「家族で読書の習慣を共有」し、「家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話す」ことを基本とするもの。

○ 学校図書館活用教育

「豊かな人間性」や「情報活用能力」を育成し、「生きる力」を培うことを目標に、学校のカリキュラムに学校図書館の活用を統合した形で取り入れて進めていく教育。はっきりとした定義はなされてはいないが、山形県の朝暘第一小学校などの先進的な取組が注目を集めるとともに、全国的な広がりを見せた。

○ 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。平成 5 年 3 月の文部省初等中等教育局長通知による。

○ ブックスタート

乳幼児検診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、赤ちゃん向け絵本の入ったブックスタート・パックを説明の言葉とともに手渡し、赤ちゃんの本の時間の楽しさを分かち合うことを応援する運動。

○ 読書普及指導員

島根県読書普及振興計画を策定した昭和 54 年より県立図書館に配置。市町村の求めに応じて、親子読書等、読書普及のすすめ方について、指導及び助言を行う専任職員。

○ 子ども読書応援プロジェクト

国が、子どもや保護者が身近な地域において、自ら参加・体験して読書の重要性等を実感できる取組みを広く推進することを目的として実施するプロジェクト。「子ども読書応援団推進事業」（子ども読書応援団の派遣、ボランティアリーダー育成、オーサービジット事業推進、取組の調査研究）、「子ども読書地域フロンティア事業」（気運醸成、フェスティバルの実施等）、「子ども読書情報ステーション事業」（普及啓発）の 3 つの事業を展開している。平成 20 年度は県内 6 市町で実施。

○ **ヤングアダルト**

主に 10 代の読者あるいは利用者を、児童と成人の間に位置し独特の配慮を要する利用者として図書館等で意識して呼称するときを使う用語。

○ **レファレンスサービス**

参考業務ともいう。利用者の求めに応じて図書館職員が資料の検索・調査や提供などのサービスを行うこと。

○ **ライトハウスライブラリー**

社会福祉法人 島根ライトハウス ライトハウスライブラリーは、松江市にあり、視覚障害者への点字・音声図書の貸し出しや情報提供、リハビリを行う施設。

○ **大活字本**

弱視者、高齢者のために、大きな活字で印刷された本。

○ **おすすめしたいこどものほん**

島根県立図書館、島根県公共図書館協議会、島根県読書推進運動協議会の3団体で年1回作成・発行している児童図書リスト。「最近刊行された本」「ながく読みつがれた本」「小学生向き」の3種類からなる。

○ **パスファインダー**

情報を探索するときの道しるべ。ある主題に関する資料・情報を収集する際に、関連資料の探索方法を一覧できるリーフレットのこと。

○ **学校司書等配置事業**

読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、市町村の学校司書等配置を支援し、もって、学校図書館機能の充実を目指すことを目的とした事業。小・中学校に学校司書等を配置する市町村に対して財政的支援を行う。

○ **学校図書館の現状に関する調査**

文部科学省が、学校図書館の人的整備状況、物的整備状況、読書活動の状況を把握するために実施する全国調査。

○ **デージー図書**

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために開発された、デジタル録音図書のこと。主な記録媒体はCD-ROMで、点字図書館や一部の公共図書館で貸し出しされている。

○ **「読書センター」**

学校図書館が、日々の生活で児童生徒が読書を楽しむ場であり、また豊かな感性や情操を

育む読書指導としての機能を果たすこと。

○ 「学習・情報センター」

学校図書館が、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する場であり、また必要な情報を収集・選択・活用できる場としての機能を果たすこと。

○ 学校図書館司書教諭講習

「学校図書館法」第5条3項の規程に基づき、学校図書館の専門職務を掌る司書教諭を育成するため、大学・教育委員会等が文部科学大臣の委託を受けて実施する講習。「学校図書館司書教諭講習規程」により、受講生は必修5科目10単位を修得することで「修了証書」が授与される。島根県では高校教育課が主管となり、毎年夏季休業中に2科目4単位ずつ講習を行っている。

○ 放送大学の学校図書館司書教諭講習

上記講習を、放送大学が主管となって行う通信制の講習である。5科目10単位の講座を開講している。

○ データベース化

「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」と、「著作権法第2条10の3」で定義されている。

○ 学校図書館活用講座

「学校図書館担当者が、効果的な学校図書館の運営方法について必要な知識や技能の習得を図る」ことを目的に、松江教育センター主管で行っている講習。実践発表や、情報交換、研究協議も取り入れた内容となっている。

○ 島根県子ども読書活動推進会議

「島根県子ども読書活動推進計画」の達成に向けて、県、市町村、学校、図書館、民間団体等からなる委員が、関連施策や活動状況等の協議や情報交換など、成果の検討と評価を行い、諸施策の推進を図る会議。

○ 国民読書年

平成20年6月、衆参両院は本会議で、2010年を「国民読書年」と定める決議を全会一致で採択した。決議は「文字・活字を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務」と明記した。また、「我が国でも『活字離れ』と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない」と指摘。この現状を受け止め、05年の「文字・活字文化振興法」制定から5年にあたる10年を「国民読書年」と定めることとし、「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねる」とした。

○ 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書の推進に関する法律」によって制定された。

○ 読書週間

昭和22年、まだ戦火の傷痕がいたるところに残っているとき、「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意をひとつに、出版社、取次会社、書店と公共図書館が力を合わせ、新聞・放送のマスコミ機関も加わって11月17日から開催された。翌年の第2回からは、文化の日を中心とした2週間と定められ、今日に至る。

○ 国際子どもの本の日

1966年、イエラ・レップマンが、世界各国で、子どもの本を通じて国際理解を深めるために、毎年、ハンス・クリスチャン・アンデルセンの誕生日である4月2日を「国際子どもの本の日」とし、この日には、各国でお祝いをしたり、特別の催しを行ったりして、子どもの本に対する一般の関心呼び起こすことを提案した。IBBY（国際児童評議会）は、この提案を受けて1967年よりこの日を正式に祝うことにした。

○ こどもの読書週間

4月23日から5月12日、子どもの日を中心とした3週間。昭和34年から、子どもの読書を進める目的で社団法人読書推進運動協議会（構成団体：日本書籍出版協会、日本雑誌協会、教科書協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会、日本図書館協会、学校図書館協議会）が、子どもたちに、よい本やよい雑誌に親しむことをすすめ、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身に付けさせることをねらいとして定めた。

○ 学校図書館の日

6月11日。平成7年に「学校図書館法改正案」が施行されて、12学級以上の小中学校に司書教諭を配置することが義務づけられたことを記念して定められたもの。

○ ストーリーテリング

図書館、学校、公民館等で、本などを用いず、実施者が口頭で覚えている「お話」を語る児童サービス。

○ ブックトーク

図書館、学校、公民館等で、実施者があるテーマの元に何冊かの本を集め、子どもたちの前でそれらを順序よく紹介することによって、子どもと本を結びつける児童サービス。